1　処分をした年月日　平成26年10月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＳＷＩＴＣＨ　ＢＡＣＫ　中村　英子　埼玉県さいたま市南区南浦和２－28－16　国土交通大臣許可（般－23）第23983号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年９月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年 11 月 10 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年10月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日立アーバンサポート　河原　治紀　東京都千代田区内神田１－１－14　国土交通大臣許可（特－23）第17021号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年９月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第４０６号
香川県高松市伏石町2103番地21
申立人　株式会社光華生活改善研究所
本籍香川県高松市大工町３番地２、最後の住所香川県高松市伏石町2094番地１、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日平成26年８月20日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和４年４月17日、職業無職
被相続人　亡　横田　弘子
事務所香川県高松市兵庫町８番地１　日本生命高松兵庫町ビル３階　川東法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川東　祥次
高松家庭裁判所

平成２６年（家）第３３２号
香川県三豊市三野町下高瀬2637番地１
申立人　三好千花子
本籍香川県三豊市詫間町詫間1904番地２、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所香川県三豊市、死亡年月日平成26年６月24日、出生の場所香川県三豊郡詫間町、出生年月日大正13年１月12日、職業無職
被相続人　亡　安藤　滋子
事務所香川県観音寺市坂本町１丁目３番17号グランシャトー坂本201号有明法律事務所
相続財産管理人　弁護士　秋月　智美
高松家庭裁判所観音寺支部

平成２６年（家）第３０１８０号
千葉市中央区本千葉町４番５号
申立人　ちば興銀カードサービス株式会社
本籍千葉県柏市藤ケ谷1196番地、最後の住所千葉県東葛飾郡沼南町藤ケ谷1639番地５、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日平成14年３月30日、出生の場所千葉県東葛飾郡風早村、出生年月日昭和15年５月15日、職業不詳
被相続人　亡　秋谷　庄三
事務所千葉県流山市南流山１－１－13　南流山高雅ビル201渡辺数樹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋　康範
千葉家庭裁判所松戸支部

平成２６年（家）第１０９４号
千葉県富津市富津1636番地の32
申立人　森田みよ子
本籍千葉県富津市富津1636番地34、最後の住所千葉県富津市富津1636番地の34、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日平成25年４月26日、出生の場所千葉県富津市、出生年月日昭和16年５月８日、職業水産加工業
被相続人　亡　齋藤　徳治
事務所千葉県木更津市東中央３―10―２　２階　塚本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　塚本　秀夫
千葉家庭裁判所木更津支部

平成２６年（家）第４００８５号
神奈川県藤沢市高倉573番地の17
申立人　酒井　盛光
本籍神奈川県藤沢市下土棚465番地８、最後の住所神奈川県藤沢市小塚383番地　藤沢病院内、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日平成26年４月24日、出生の場所横浜市戸塚区、出生年月日昭和32年９月４日、職業無職
被相続人　亡　井上あけみ
事務所横浜市中区日本大通18　ＫＲＣビルディング５階
相続財産管理人　弁護士　三浦　　修
横浜家庭裁判所

平成２６年（家）第７１６２号
川崎市高津区下作延１丁目35番１　スペースアメニティ梶が谷321号
申立人　船木　美香
本籍東京都台東区元浅草２丁目71番地、最後の住所川崎市高津区北見方３丁目12番13号レスト・ヴィラ高津207、死亡の場所川崎市高津区、死亡年月日平成25年７月21日、出生の場所東京市浅草区、出生年月日大正９年２月11日、職業無職
被相続人　亡　巴　　芳枝
事務所川崎市川崎区榎町１番１号　川崎センタービル６階
相続財産管理人　弁護士　本田　正男
横浜家庭裁判所川崎支部

平成２６年（家）第８９３号
岐阜県多治見市音羽町３丁目23番地
申立人　陶都信用農業協同組合
本籍岐阜県土岐市妻木町179番地１、最後の住所岐阜県土岐市妻木町179番地の１、死亡の場所岐阜県多治見市、死亡年月日平成26年３月11日、出生の場所岐阜県土岐郡妻木町、出生年月日昭和12年２月17日、職業無職
被相続人　亡　長江　鉦吾
事務所岐阜県多治見市大日町41－１　多治見ききょう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木下　貴子
岐阜家庭裁判所多治見支部

相続財産管理人の改任

次の被相続人について、その相続財産の管理人を次のとおり改任した。

平成２６年（家）第７０７０号
申立人　職権
本籍神奈川県相模原市南区上鶴間本町７丁目15番、最後の住所神奈川県相模原市南区上鶴間本町７丁目15番13号メゾン上鶴間２Ｆ、死亡の場所神奈川県川崎市幸区、死亡年月日平成26年６月26日、出生の場所大阪府大阪市東成区、出生年月日昭和27年10月１日、職業無職
被相続人　亡　菊地　謙一
事務所神奈川県相模原市南区相模大野３丁目19番13号アーベイン相模６階
改任前の相続財産管理人　弁護士　田中　裕哉
事務所神奈川県相模原市緑区橋本６－５－10　中屋第２ビル５階Ｆ号室岩城法律事務所
改任後の相続財産管理人　弁護士　岩城　栄二
横浜家庭裁判所相模原支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２６年（家）第２３０３号
京都市中京区丸太町通寺町西入ル　江寿画廊ビル３階　田畑総合法律事務所
申立人　弁護士　奥村　寛昭
本籍京都市東山区東大路七条上る妙法院前側町432番地、最後の住所京都市西京区松尾木ノ曽町35番地２　レジデンス上桂111号、死亡の場所京都市西京区、死亡年月日平成25年８月７日、出生の場所不詳、出生年月日昭和21年４月20日、職業無職
被相続人　亡　山中　三郎
催告期間満了日　平成27年５月22日
京都家庭裁判所

平成２６年（家）第１６５５号
神戸市中央区相生町１丁目２番１号東成ビル３階　中神戸法律事務所
申立人　弁護士　萩田　　満
本籍神戸市中央区磯上通５丁目２番地、最後の住所神戸市灘区岩屋中町１丁目１番２号、死亡の場所神戸市兵庫区、死亡年月日平成25年12月30日、出生の場所神戸市灘区、出生年月日昭和23年７月14日、職業不詳
被相続人　亡　藤　　憲昭
催告期間満了日　平成27年５月20日
神戸家庭裁判所

平成２６年（家）第１７３４号
岡山県高梁市鉄砲町53番地の１
申立人　林　　忠治
本籍岡山県浅口市寄島町13747番地、最後の住所岡山県井原市上出部町四季が丘20番地５井原市養護老人ホーム偕楽園、死亡の場所岡山県井原市、死亡年月日平成25年12月30日、出生の場所岡山県浅口郡大島村、出生年月日昭和12年２月27日、職業無職
被相続人　亡　齋藤　恭子
催告期間満了日　平成27年６月25日
岡山家庭裁判所倉敷支部